

# 身体的拘束適正化のための指針

社会福祉法人むさしの郷

## 1、施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

### (1) 施設としての理念

#### ①身体的拘束の原則禁止

身体的拘束は入所者の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性があります。当法人の施設は、入所者お一人お一人の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、施設を運営しますので、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体的拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。

#### ②身体的拘束に該当する具体的な行為

- 1、徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 2、転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 3、自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- 4、胃ろうのチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- 5、車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- 6、立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- 7、脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- 8、他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 9、行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- 10、自分の意志で開くことの出来ない居室等に隔離する。

#### ③目指すべき目標

3要件(切迫性・非代替性・一時性)の全てに該当すると委員会において判断された場合、本人・ご家族への説明・確認を得て拘束を実施する場合がありますが、その場合も入所者の態様や介護の見直し等により、拘束の解除に向けて取り組みます。

## 2、身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

次の取り組みを継続的に実施し、身体的拘束適正化のため体制を維持・強化します。

(1) 身体拘束等適正化対策の責任者及び受付担当者は、虐待防止規程に定められた同職者が兼務する。

(2) 身体的拘束適正化検討委員会の設置及び開催

身体的拘束適正化検討委員会(委員会)を設置し、本施設で身体的拘束適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討します。過去に身体的拘束を実施していた入所者に係る状況の確認を含みます。委員会は年一回以上の頻度で開催します。特に、緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合(実施開始する場合を含む)は、身体的拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討します。

(3) 委員会の構成員 ・管理者、支援部長、サービス管理責任者、主任、看護師、支援員2名

(4) 構成員の役割 ・招集者 管理者 ・記録者 サービス管理責任者

(5) 委員会の検討項目

①前回の振り返り

②3要件(切迫性、非代替性、一時性)の再確認

③身体的拘束を行っている入居者がいる場合、3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者的心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討します。

④身体的拘束の検討が必要な入居者がいる場合、3要件の該当状況、特に代替案について検討します。

⑤今後、身体的拘束が必要であると判断した場合、医師、家族等との意見調整の進め方を検討します。

⑥意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見直し

⑦今後の予定(研修・次回委員会)



# 身体的拘束適正化 対応フロー図

